

新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナル使用規程

(制定 2023年12月8日)

北海道エアポート株式会社

新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナル使用規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道エアポート株式会社（以下「HAP」という。）が管理する新千歳空港ビジネスジェット専用ターミナル（別名称：Hokkaido Business Aviation Center、以下「本施設」という。）について、その使用料金及びその他の使用条件等について必要な事項を定めるものである。

(施設概要)

第2条 本施設の概要は以下のとおりである。

所在地	北海道千歳市美々新千歳空港内
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 平屋建て
設備	ラウンジスペース、待合室、トイレ（多機能トイレを含む）、喫煙所、保安検査場、C I Q検査場、車寄せスペース、駐車場、その他附帯設備
運用時間	24時間*

*使用時間に合わせたの開館

(サービス内容)

第3条 本施設において提供するサービスは以下のとおりである。
尚、サービスの内容は予告なく変更する場合がある。

項目	サービス内容
基本サービス	飲食物提供（セルフサービス） 手荷物運搬（施設内） 書類印刷
オプションサービス	待合室利用（テクニカルランディング時） 車両送迎 マーシャリング バゲージハンドリング パッセンジャーステップ 機内食ケータリング手配 氷提供

(使用者)

第4条 本施設の使用は、新千歳空港において離発着する国内線・国際線ビジネスジェット（テクニカルランディングを含む）の乗員、乗客及び運航支援事業者等関係者に限定する。
但し、HAPが認めた場合はその限りではない。

(申込者)

第5条 本施設の使用申込は、用機者、機材保有者、航空運送事業者又はその代理店（以下「航空運送事業者等」という。）から委託を受け、その活動を支援する事業者（以下「運航支援事業者」という。）に限定する。
但し、HAP又はHAPが設置する受付（以下「レセプション」という。）が認めた場合は航空運送事業者等からの申込が出来るものとする。
※運航支援事業者、航空運送事業者等合わせて以下「申込者」という。

(使用申込)

第6条 本施設の使用については、申込者よりレセプションへ申し込むこととし、使用までの手続きは以下のとおりとなる。

- (1) 申込者は、航空局（C A B）、運航拠点（F A I B）、に対し、運航に関する調整を行う。
- (2) 外航機の場合、申込者は、前号と併せて、税関・出入国管理・検疫（C I Q）に対し、本施設での検査に関する調整を行う。
※C A B、F A I B、C I Q合わせて以下「各官庁」という。
- (3) 申込者は、前号の調整が完了後、『新千歳空港ビジネスジェットポータルサイト』（以下「ポータルサイト」という。）の申請フォームに必要事項を入力の上、使用希望日の原則72時間前までに、レセプションへ申請を送信し、受付完了の状態とする。尚、ダイバート等の運航イレギュラーにより新千歳空港への着陸が決まった場合及び、その他使用希望時間の72時間前までに申請することが出来ない止むを得ない事情があるとH A Pが認めた場合は、申込内容が決まり次第、速やかに申請する。
※ポータルサイトのアドレス及び問合先の電子メールアドレス、電話番号は、別表1に記載のとおりである。
※電話の受付時間外に電話をする場合は音声メモ等を残すものとする。
- (4) レセプションは、前号の申請を受領後、本施設の予約可否について申込者へポータルサイト内にて連絡を行い、受付完了の通知をもって予約成立とする。
- (5) 申込者は、ビジネスジェットの到着予定時刻（E T A）及び出発予定時刻（E T D）が確定後、レセプションへ連絡を行う。

（予約の変更・取消）

- 第7条 前条の予約成立後、申込内容の変更又は取消を希望する場合、申込者は速やかにポータルサイトに必要事項を入力の上、レセプションへ申請を行い、レセプションの承認をもって変更又は取消を完了とする。
2. 申込者は、予約成立後、各官庁の事情、その他やむを得ない事情により本施設を使用出来なくなった場合は、速やかにその旨をレセプションへ連絡する。
 3. 申込者は、前項の申込内容の内、本施設の使用に関わる変更又は取消を行った場合、各官庁へこの旨を速やかに連絡する。
 4. レセプションは、使用希望者の申込状況や各官庁の事情、その他やむを得ない事情により、予約時間の調整又は制限を行うことがある。

（使用料金）

- 第8条 本施設における基本サービスは施設の使用料金に含まれ、オプションサービスは使用内容に応じて別途使用料金を徴収し、各料金の詳細は別表2に記載のとおりとなる。
2. 本施設を使用して出発又は到着する者については、新千歳空港旅客取扱施設利用料（P S F C）は徴収しない。
 3. 使用料金は、租税公課等の負担の増加、経済情勢の変化、H A Pの管理運営費の増大、その他やむを得ない事情により、改定することがある。
 4. 使用料金を免除する合理的な理由があるとH A Pが判断した場合は、使用料金の一部又は全部を免除する。

（取消手数料）

- 第9条 第7条による予約の変更又は取消について、別表3に示す取消手数料発生基準以降に、本施設の使用日の変更又は予約の取消を行った場合は取消手数料を請求するものとし、取消手数料の額は別表3に記載の通りとする。
尚、別表3に示す取消手数料発生基準について、取消の確定日又は確定時間は、第7条1項による。
2. 取消の連絡がなく本施設を使用しなかった場合は、以後の使用を断る場合がある。
 3. 第1項の規定に関わらず、H A P又は各官庁のやむを得ない事情により、予約成立後又は本施設への入場後に本施設の提供が出来ないとH A Pが判断した場合又は、取消手数料を免除する合理的な理由があるとH A Pが判断した場合は、取消手数料を免除する。

(使用料金及び取消手数料の支払)

- 第10条 申込者は、HAP又はレセプションが交付するHAP名義の請求書に基づき、第8条に定める使用料金及び第9条1項に定める取消手数料（以下合わせて「料金」という。）の当月分を1カ月分取り纏めた金額に消費税及び地方消費税を加算した額を、翌月末日までに、HAPの指定する銀行口座に振込み支払うものとする。
2. やむを得ない事情等により、1カ月分を取り纏めた料金の支払が困難な場合は、運航支援事業者よりレセプションに対して事前にその旨を通知し、HAPが認めた場合は本施設の1回の利用毎の料金の支払が出来るものとする。
 3. 前各項の料金の振込みに係る手数料は、申込者の負担とする。

(遅延損害金)

- 第11条 申込者が正当な理由なく、第8条1項及び第9条1項に定める料金の支払いを本規程に定める期日、又はHAPが指定する期日より遅延した場合、HAP又はレセプションは申込者に対し、HAP名義の請求書により、延滞日数に応じて年14.6%の割合で計算した金額を遅延損害金として請求する。

(損害賠償)

- 第12条 航空運送事業者、乗員、乗客、運航支援事業者及びその関係者（以下「使用者等」という。）の故意又は過失により本施設及びその附属諸造作、設備等を毀損したとき、使用者等はレセプションに対し直ちにその旨を通告し、HAPの被った損害等を賠償する。
2. HAPは、本施設の使用によって生じた使用者等の手荷物等に関する紛失や毀損、航空機の運航遅延又は運休による補償その他間接的及び結果的な損失に対しては、責任を負わないものとし、使用者等はこれらの賠償責任を全うするものとする。
 3. HAPの責めに帰すべき本施設の瑕疵により使用者等に損害が発生した場合、HAPは使用者等に対してその損害を賠償する責任を負うものとする。
但し、使用者等が第1項に定める通告を怠った場合はこの限りではない。
尚、損害賠償の対象となる範囲については、使用者等に直接かつ現実に生じた通常損害につき賠償責任を負うものとし、逸失利益等の間接損害は含まないものとし、また、損害賠償はHAPが付保する保険によるものとし、その損害賠償の額は、HAPが受け取る保険金を上限とし、損害賠償の額がこの上限を超過する場合の超過額については、使用者等が負担するものとする。
 4. HAPの責任に帰することのできない事由による事故、もしくはHAPが必要と認めた修理、変更及び改造に原因する諸サービスの不足に関しては、HAPはその責任を負わないものとする。
 5. 第三者の作為又は不作為により使用者等が被った損害については、使用者等はHAPに対し何等の請求をしないものとする。

(不可抗力)

- 第13条 天災地変その他不可抗力等による損害等、双方の責任に帰することのできない事由によって被った使用者等又はHAPの損害に対しては、各相手方はその責任を負わないものとする。

(善管注意義務)

- 第14条 使用者等は、善良なる管理者の注意をもって本施設を使用するものとする。

(管理規程等の遵守)

- 第15条 使用者等は本施設を使用するにあたり、令和2年6月1日制定・施行の新千歳空港空港供用規程及び、HAPが別に定める管理規程等の諸規程、指示、通達及び関係法規を遵守するものとする。

(駐車場)

- 第16条 本施設の駐車場の使用は原則2台までとし、他の使用者が同じ時間帯に使用する場合、レセプションは、申込者に対し、駐車時間の制限や車両の移動を求めることがある。
2. 駐車場の使用可能期間は4月から11月までとし、この期間以外については周辺の駐車場を使用するものとする。

(保安検査等)

- 第17条 本施設を使用して出発便に搭乗する場合において、運航機の機長の指示により乗員、乗客、及びその手荷物に対する保安検査を実施する場合、HAPが定める空港機能管理規程（セキュリティ編）及びその他関連規程等に基づき保安検査を実施する。
2. 運航支援事業者が本施設から制限区域に出る場合、HAPは運航支援事業者に対するSRA検査を実施する。

(持込・持出)

- 第18条 本施設にて提供する飲食物等については、HAP又はレセプションの承諾を得た場合を除いて本施設から持ち出さないものとする。
- また、関係法令にて定められている検査対象物については、事前にCIQへ連絡して本施設において検査を受ける場合を除いて、本施設に持ち込まないものとする。

(本施設への入退場)

- 第19条 本施設への入退場はレセプションの指示に従うものとする。

(供用の休止)

- 第20条 HAPは、次の各号に掲げる場合は、本施設の一部の供用を休止することがある。
- 尚、この休止により生じた損害については、HAPは賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 本施設が破損し、又は故障したとき。
- (2) 本施設に修理、点検、その他の工事を施すとき。
- (3) 関係行政機関の指示又は要請があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本施設の管理上特に必要があるとき。

(使用の停止)

- 第21条 HAPは、次の場合、使用者等に対し予約の取消または以後の本施設の使用の停止を命じることができるものとし、その場合、使用者等は、速やかにHAPの指示に従うものとする。
- 尚、本指示により生じた使用者等の損害については、HAPはその責任を負わないものとする。
- (1) 本規程に起因する債務の支払いを1カ月以上怠ったとき。
- (2) 本規程の条項に違反したとき。
- (3) 主務官公庁等の指示又は要請があったとき。
- (4) 使用者等が解散、破産、民事再生、会社更生等の申し立てを受け又はこれをなしたとき。
- (5) 使用者等が強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
- (6) 使用者等が空港内において風俗営業その他公序良俗に反する事業を行ったとき。
- (7) その他本施設の使用を認めるに重大な障害が生じたとき。

(使用施設の変更)

- 第22条 本施設への入場後、CIQの指示により国際線旅客ターミナルビル（以下「国際線ターミナル」という。）に移動して検査を行うことになった場合は、使用者等はその指示に従うものとする。この場合、第8条に定める使用料金を徴収するが、国際線ターミナルに係る料金は徴収しない。

2. 本施設への入場後、使用者等の都合により新千歳空港国内線旅客ターミナルビル（以下「国内線ターミナル」という。）又は国際線ターミナルに移動する場合は、第8条に定める使用料金を徴収し、併せて国内線ターミナル又は国際線ターミナルに係る料金を申込者より徴収する。

尚、前項以外の理由により国内線ターミナル又は国際線ターミナルを使用する場合、申込者はHAP又はレセプションが別途案内する手続きを行うものとし、料金の詳細はレセプションが個別に案内する。

但し、免税店の利用のために国際線ターミナルへ移動する旨をレセプションに連絡して了承を受けた場合は、国際線ターミナルに係る料金は徴収しない。

（代替場所）

第23条 HAP又は各官庁等の事情により本施設の使用が出来ない場合において、代替場所として国内線ターミナル又は国際線ターミナルを使用する場合、申込者は、HAP又はレセプションが別途案内する手続きを行うものとする。

2. 前項の場合、申込者は、本施設ではなく国内線ターミナル又は国際線ターミナルを使用する旨を速やかに各官庁へ連絡する。

（守秘義務）

第24条 HAP及び使用者等は、本施設の使用を通じて知り得た相互の秘密情報及び個人情報（以下、「秘密情報等」という。）を法令又は正当な事由のある場合を除き第三者に漏らしてはならないものとし、本施設の使用以外の目的で使用してはならない。

尚、本施設の使用に関わるHAP及び使用者等の従業者に対しても同様の義務を負うものとする。

2. HAP及び使用者等は、相互の秘密情報等を適切に管理するものとする。
3. 使用者等は、秘密情報等の漏えい及び目的外利用を防止するために、HAPより特別の指示があればその指示に従うものとする。
4. 使用者等は、HAPから開示・提供を受けた情報資料について、HAPからその返還及び廃棄を求められたときは、それに従い直ちに返還及び廃棄するものとする。
5. 次に定める場合（正当な事由）はこの適用範囲外とする。
 - （1）既に公知であった資料、知識及び情報。
 - （2）受領後、使用者等の責に帰する事無く公知となった資料、知識及び情報。
 - （3）裁判所その他、公的機関から適法に開示を要求されたもの。

（反社会的勢力の排除）

第25条 HAP及び使用者等は、反社会的勢力の排除を目的として、第2項以下の諸条項を確約するものとする。

2. HAP及び使用者等は、次の各号に定める事項を確約するものとします。

尚、HAP及び使用者等は各号該当性を確認するために調査を要すると判断した場合、その調査に相互に協力するものとします。

- （1）自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準じる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- （2）自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- （3）自らが反社会的勢力を利用しないこと。
- （4）自らが反社会的勢力と関係を有しないこと。
- （5）自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術又は脅迫的言辞を用いず、HAP及び使用者等の名誉や信用を毀損せず、また、偽計又は威力を用いて甲及び乙の業務を妨

害しないこと。

(6) 反社会的勢力への資金等の提供又は便宜の供与をせず、反社会的勢力の維持運営への協力又は関与をしないこと。

3. H A P 及び使用者等の一方の当事者が、前条に掲げる各号のいずれかに該当することとなった場合或いは該当していたことが判明した場合には、他方の当事者は何らの通知又は催告を要せずして、本施設の使用を停止又は取消することができるものとする。
4. H A P 及び使用者等の一方の当事者が、前条の規定により、本施設の使用を停止又は取消した場合には、停止又は取消した当事者はこれによる相手方の損害を賠償する責任を負わないものとする。

(規程内容の変更)

第26条 H A P は、事前の告知なく、本規程に定める事項等を変更することがある。

(管轄裁判所)

第27条 本規程に関する紛争（調停を含む）については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第28条 本規程の準拠法は日本法とする。

(規定外事項)

第29条 この規程に定めのない事項及び条項解釈について疑義を生じたときは、H A P と使用者等が誠意をもって協議し、公平な解決にあたるものとする。

2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、H A P 及び使用者等は、当該協議を行う旨の合意を書面にて行うものとする。

附則

この規程は、2023年12月8日から施行する。

連絡先一覧

■ 受付（レセプション）

新千歳空港ビジネスジェットポータルサイト

<https://force-ruby-6438.my.site.com/>

施設・ポータルサイト関連の問合せ先

・HBAC@hokkaido-airports.co.jp

・TEL 0123-46-5861（受付時間 8:00～20:00）

■ C I Q（Customs，Immigration，Quarantine）

函館税関千歳税関支署	TEL 0123-45-7055
札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所	TEL 0123-24-6439
小樽検疫所千歳空港検疫所支所	TEL 0123-45-7007
動物検疫所北海道・東北支所	TEL 0123-24-6080
横浜植物防疫所札幌支所新千歳空港出張所	TEL 0123-24-6154

本施設の使用料金

項目	期間	航空機区分	航空機重量	1 回当たり使用料金 (税別)	
基本サービス (施設使用)	4～11 月	外航機*	62t 未満	500,000 円 <small>※10 人以上の場合 10,000 円/人追加</small>	
			62t 以上 82t 未満	750,000 円	
			82t 以上	1,000,000 円	
	12～3 月	内航機	共通		150,000 円
			外航機*	62t 未満	600,000 円 <small>※10 人以上の場合 12,000 円/人追加</small>
		62t 以上 82t 未満		900,000 円	
		82t 以上		1,200,000 円	
		内航機	共通		150,000 円
オプションサービス	待合室利用 (テクニカルランディング時)			300,000 円	
	車両送迎			10,000 円	
	マーシャリング			40,000 円	
	バゲージハンドリング			30,000 円	
	パッセンジャーステップ車			50,000 円 <small>※1 時間当りの料金</small>	
	氷提供			500 円 <small>※1kg 当りの料金</small>	
	機内食ケータリング手配			料理代金+手配料として料理代金の 15%及び運搬等代金 13,000 円	

*カボタージュ運航を含む

※日を跨いでの使用の場合は、本施設に入場した日を使用日とする。

※車両送迎及びバゲージハンドリングは本施設から航空機の機側間でのサービスとなる。

本施設の取消手数料

項目	期間	航空機区分	航空機重量	取消手数料発生基準	取消手数料(税別)
基本サービス (施設使用)	4～11 月	外航機*	62t 未満	到着・出発 予定日の午前 0時	500,000 円
			62t 以上 82t 未満		750,000 円
			82t 以上		1,000,000 円
	12～3 月	内航機	共通		150,000 円
			外航機*		62t 未満
		62t 以上 82t 未満			900,000 円
		82t 以上			1,200,000 円
		内航機	共通		150,000 円
オプションサービス	待合室利用 (テクニカルランディング時)			300,000 円	
	車両送迎			10,000 円	
	マーシャリング			40,000 円	
	バゲージハンドリング			30,000 円	
	パッセンジャーステップ車			50,000 円	
	氷提供			予約した数量に 応じた額	
	機内食ケータリング手配			受け渡し予定 時刻の 48 時間 前	予約した料理の 代金に応じた額

*カボタージュ運航を含む